

新たな豊島区景観資源の指定について

1. 住民アンケートの結果について

豊島区景観資源の指定に関するアンケート結果(2022/12/1~2022/12/28実施)

Microsoft foamsを使用しアンケート実施 回答数 全60件 ※郵送・来庁・電子メールによる回答無し

1. Hareza池袋	区内	既知_訪問済	5	5	区外	既知_訪問済	6	9
		既知_未訪問	0			既知_未訪問	0	
		初めて知った	0			初めて知った	3	
	計 14 件【2】							
2. 池袋西口公園 (GLOBAL RING)	区内	既知_訪問済	5	6	区外	既知_訪問済	3	3
		既知_未訪問	1			既知_未訪問	0	
		初めて知った	0			初めて知った	0	
	計 9 件【3】							
3. 雜司が谷公園	区内	既知_訪問済	14	16	区外	既知_訪問済	6	6
		既知_未訪問	1			既知_未訪問	0	
		初めて知った	1			初めて知った	0	
	計 22 件【1】							
4. ウィロード	区内	既知_訪問済	2	2	区外	既知_訪問済	1	1
		既知_未訪問	0			既知_未訪問	0	
		初めて知った	0			初めて知った	0	
	計 3 件【6】							
5. ときわ荘 マンガミュージアム	区内	既知_訪問済	2	2	区外	既知_訪問済	2	5
		既知_未訪問	0			既知_未訪問	3	
		初めて知った	0			初めて知った	0	
	計 7 件【4】							
6. 鈴木信太郎記念館	区内	既知_訪問済	2	2	区外	既知_訪問済	0	3
		既知_未訪問	0			既知_未訪問	3	
		初めて知った	0			初めて知った	0	
	計 5 件【5】							

その他、候補地以外のおすすめ【場所・建物・景色・祭事など】の回答

イケ・サンパーク (9)、イケバス(4)、立教大学(2)、都電荒川線 (2)、サンシャイン 60(2)、南池袋公園 (2)

大塚駅北口駅前広場、ダイヤゲート、松栄山仙行寺、目白庭園およびその周辺、いけふくろう、ケヤキ並木、上がり屋敷公園、巣鴨地蔵通り商店街、西巣鴨二丁目公園、東池袋公園内の石碑『恒久平和を願って』、雑司が谷の路地裏、南大塚の飲み屋街、明日館、としまキッズパーク、立正大学、グリーン大通り、美久仁小路や栄町通りなどの横丁、大塚駅前、神田川の桜、空蝉橋、雑司ヶ谷霊園、鬼子母神の御会式、乙女通り

2. 豊島区景観資源の指定

- | | | |
|------------|----------------|-----------|
| ①Hareza 池袋 | ②池袋西口公園 | ③雑司が谷公園 |
| ④ワイロード | ⑤トキワ荘マンガミュージアム | ⑥鈴木信太郎記念館 |

※アンケート対象 6 か所すべてを指定する

【理由】

・アンケート回答状況

回答全体数、区内回答数、回答箇所のバラつき ⇒ この中から『上位』を決め指定することに疑義

・公共施設が対象であること ⇒ 区職員の景観に対する意識向上、維持管理への意識醸成

・指定の意義が、景観啓発や景観事前協議のためであること ⇒ 広く指定する

3. スケジュール

令和 4 年 12 月 7 日 豊島区景観審議会(前回)



- ◆豊島区景観資源の指定候補《事務局推薦》について 6 件に絞込んだ経緯
- ◆実施中の住民アンケートについて

令和 5 年 1 月 30 日 豊島区景観審議会デザイン検討部会



- ◆住民アンケートの結果報告
→ 候補 6 か所すべて指定することに対し学識より意見聴取

令和 5 年 3 月 28 日 豊島区景観審議会



- ◆新たな豊島区景観資源の指定箇所(6 か所)を報告予定

令和 5 年度以降 本アンケートのその他回答欄の箇所も参考に、新たな指定候補を検討

指定箇所候補の決め方、区民意見募集の方法等も検討する

4. 指定の解除について ※豊島区景観条例施行規則

豊島区景観条例施行規則第 28 条にて、景観資源の指定について解除できる旨の規定あり。

第1号については、上位法である景観法に基づく指定を受け、区条例による指定が解除されるもので、解除の理由や時機が明白だが、第2号および第3号については、所有者等の申し出も可能なこと、再建築等の景観資源自体の変容ではなく周辺状況の変更により解除となる場合なども想定できることから、該当案件が出た場合には、改めて景観審議会ならびにデザイン検討部会にて検討・報告し解除の可否について決定することしたい。

[参考 豊島区景観条例施行規則]

(景観資源の指定)

第 26 条 区長は、条例第 23 条の規定により、次に掲げるもののうち、地域の個性や魅力を高め、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるものを景観資源として指定することができる。

(1) 公共施設等

(2) 建築物又は工作物

(3) 樹木又は樹木の集団

(4) 祭事、催しその他の行事

(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると区長が特に認めたもの

2 前項の規定による景観資源の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること。

(2) 道路その他の公共の場所から容易に望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

3 区長は、前 2 項の規定により景観資源を指定しようとするときは、あらかじめ、その土地、建築物等の所有者等(第 1 項第 4 号においては祭事、催しその他の行事の主催者)に豊島区景観資源指定同意書(別記第 25 号様式)により同意を得るとともに、景観審議会の意見を聴くことができる。

4 前項の規定は、景観資源の指定の解除について準用する。

5 区長は、景観資源に指定したときは、豊島区景観資源指定通知書(別記第 26 号様式)により、当該景観資源の所有者等に通知するものとする。

6 区民等は、第 2 項の基準を満たしていると認めるもの(以下「対象物」という。)を景観資源として指定するよう区長に推薦することができる。

7 前項の規定による推薦は、豊島区景観資源推薦書(別記第 27 号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 対象物の敷地及び位置並びに敷地の周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面

(2) 道路その他の公共の場所から撮影した対象物の写真

(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

8 区長は、景観資源を指定したときは、その目録を作成し、公表するものとする。

(景観資源の所有者等の変更の届出)

第 27 条 景観資源の所有者等が変更したときは、新たな所有者等は、豊島区景観資源所有者等変更届出書(別記第 28 号様式)を提出しなければならない。

2 景観資源の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、豊島区景観資源氏名等変更届出書(別記第 29 号様式)を提出しなければならない。

(景観資源の指定の解除)

第 28 条 区長は、景観資源の所有者等から申出があるとき又は景観資源が次のいずれかに該当すると認めるときは、景観資源の指定を解除することができる。

(1) 景観資源が景観重要建造物又は景観重要樹木に指定されたとき。

(2) 景観資源が良好な景観の形成に重要な役割を果たさなくなったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項の申出は、豊島区景観資源指定解除申出書(別記第 30 号様式)により行うものとする。

3 区長は、第 1 項の規定により、景観資源の指定を解除したときは、豊島区景観資源指定解除通知書(別記第 31 号様式)により、当該景観資源の所有者等に通知するものとする。

(景観資源の指定の解除の同意)

第 29 条 区長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により景観資源の変更及び解除について所有者等の同意を得るときは、豊島区景観資源指定解除同意書(別記第 32 号様式)により行うものとする。